

草津市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 市長は、地震による住宅の倒壊から市民の生命を守るため、耐震診断の結果改修が必要とされた草津市内の個人木造住宅に、居住者の生命の安全を守る機能を有する箱型およびベッド型の構造物（以下「耐震シェルター等」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 耐震診断とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定める基準に基づいて、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が実施する耐震診断をいう。
- (2) 構造評点とは、財団法人日本建築防災協会（昭和48年1月5日に財団法人日本建築防災協会という名称で設立された法人をいう。）による「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に定める一般診断法に基づく上部構造評点および精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づく上部構造耐力の評点をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、耐震シェルター等の設置を当該補助金交付決定通知を受けた日の属する年度内に完了することができる者であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に存する個人木造住宅の所有者または居住者
- (2) 市税の滞納および市の各種融資の償還に滞りのないこと。
- (3) 本事業に国、県または市の他の制度による補助金を受けていないこと。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象となる個人木造住宅)

第4条 補助対象となる個人木造住宅は、昭和56年（1981年）5月31日以前に着工され、完成しているもので、耐震診断により構造評点0.7未満と診断されたもの（草津市木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業補助金交付要綱（平成16年草津市告示第191号）に基づく補助金の交付を受けたものを除く。）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、個人木造住宅内に設置する耐震シェルター等の本体およびその設置に要する経費とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、1戸あたり前条の補助対象経費の額以内とし、20万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条第1項の規定にかかわらず、個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 見積書等の写し
- (3) 耐震シェルター等の強度についての公的機関（財団法人日本建築総合試験所、財団法人日本建築防災協会等）が作成する書類または実大構造実験結果に関する書類もしくは構造計算に関する書類
- (4) 補助対象となる個人木造住宅の所有者の設置承諾書（個人木造住宅の所有者と居住者が異なる場合に限る。）

(補助事業実績報告)

第8条 申請者は、事業が完了したときは、規則第13条の規定にかかわらず、個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業実績報告書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日以内または補助金交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書等の写し

(2) 写真(耐震シェルター等の設置の施工前、施工中および完了後のもの)

(補助金交付請求)

第9条 申請者は、補助金の額の確定の通知を受けたときは、規則第16条第1項の規定にかかわらず、個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付請求書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

付 則

1 この要綱は、平成22年10月7日から施行する。

2 この要綱は、滋賀県個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱(平成22年6月18日制定)が廃止された日限り、その効力を失う。